



宮 崎 県 公 報

平成22年12月9日(木曜日) 第 2242 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障害福祉課) 1	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(“) 1	
○民有林の保安林の指定予定(3件)……………(自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更……………(“) 2	
○土地収用法に基づく事業の認定……………(用地対策課) 2	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始(2件)……………(“) 4	

公 告

○市町村宮土地改良事業の施行協議の適当の決定(農村整備課) 4
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 4
選挙管理委員会告示
○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出…………… 5
○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 6
○資金管理団体の指定の届出…………… 6
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 7
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 7

告 示

宮崎県告示第 863号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年12月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
ふれあい薬局川東店	都城市	薬局	平成22年12月1日
ハラダ調剤薬局萩店	延岡市	薬局	平成22年12月1日
おざき調剤薬局	延岡市	薬局	平成22年12月6日
訪問看護ステーションあおぞら	宮崎市	訪問看護	平成22年12月1日

宮崎県告示第 864号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年12月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
あきづき医院	都城市	都城市上水流町1023番地1	都城市上水流町2307番地1	平成23年1月1日

すずかけ薬局	都城市	都城市上水流町1018番地1	都城市上水流町2297番地1	平成23年1月1日
--------	-----	----------------	----------------	-----------

宮崎県告示第 865号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年12月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字下灰ノ川内 589-2・字上灰ノ川内 627-25(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字下灰ノ川内 587、588、字上灰ノ川内 624、627-19、627-27
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字下灰ノ川内 587・589-2・字上灰ノ川内 624・627-25・627-27(以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。

宮崎県告示第 866号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年12月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字戸屋ノ尾1595
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 867号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年12月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西諸県郡高原町大字広原字大鹿倉5478-11（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 868号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年12月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字古野山 726
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字古野山 726（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 869号

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成22年12月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称
椎葉村
- 2 事業の種類
椎葉村役場庁舎建設保全事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良字上椎葉地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について
椎葉村役場庁舎建設保全事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第31号に規定する「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。
以上から、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について
本件事業は、地方公共団体である椎葉村が新庁舎を建設する事業であるとともに、「椎葉村総合保健センター設置及び管理に関する条例」に基づき、椎葉村が設置する椎葉村総合保健センター（以下「総合保健センター」という。）の敷地を保全する事業であることから、起業者である椎葉村は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
また、平成22年度において、予算計上を行い、椎葉村議会の承認を得るなど財源措置が講じられているため、椎葉村は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
以上から、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について
 - ① 事業の施行により得られる公共の利益について
本件事業は、椎葉村が総合保健センターと一体的に新庁舎を整備する事業であるとともに、総合保健センターの敷地として借地している土地を取得するものである。
椎葉村の現庁舎は、築後53年が経過しているため、壁面の漏水や設備の故障など老朽化が進んでおり、平成21年の耐震診断の結果も、耐震補強が必要と判断されるなど、防災拠点施設としての機能を十分に果たすことができない状況になっ

ている。また、これまで行政事務の拡大に対しては、増築や複数施設に事務所を分散配置することで対応しているが、会議室や相談室、書庫、駐車場などは不足しているなど、業務の効率性や住民の利用に支障をきたしている。

本件事業の施行により、老朽化や施設不足等による支障が解消され、防災拠点施設としての機能を充実できるとともに、庁舎機能の集中により、業務の効率化や住民の利用しやすい環境の構築を図ることができる。

また、総合保健センターの敷地については、毎年、借地契約の更新を行う必要があるが、本件事業の施行により、契約上の不安定な状態が解消され、安定的に健康の保持増進対策を行うことが可能となる。

なお、起業地には住宅が隣接し、事業施工中の騒音、振動等による住環境への影響が考えられるが、起業者は低騒音・低振動型の建設機械を使用することとしているため、周辺地域への生活環境に与える影響は軽微であると考えられる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 事業の施行により失われる利益について

起業地は、椎葉村の中心地として整備された地域の宅地等であるが、希少性の高い動植物は確認されていないなど、自然環境への影響は軽微である認められる。また、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第 214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も指定されていない。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、

- ア 交通条件等村民の利用が容易な場所であること
 - イ 他の公共的施設との連携がとれる場所であること
 - ウ 日照障害や騒音等で環境上の問題が生じない場所であること
 - エ 事業費において経済的であること
- 等の条件を満たすために、2箇所の候補地を比較した結果、総合保健センター等に隣接し、他の公共的施設と連携が更に図られること、日照障害を生じるおそれがないこと、事業費の面で最も経済的であること等の理由から、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)の①で述べたように、現庁舎の老朽化等に伴い、庁舎の耐震補強工事が必要になっているとともに、本件事業の施行により、住民サービスの向上や公務能率の増進が図られ、災害時の防災拠点としての機能も果たすことができること、また、総合保健センターの土地を取得することに

より、契約上の不安定な状態を解消できることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所

椎葉村役場総務課

宮崎県告示第 870号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年12月9日から平成22年12月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字 本城字迫畑 9943番34地 先から同市 同大字同字 9943番44地 先まで	旧	10.6 ～ 25.0	138.5
				新	13.2 ～ 46.8	137.0

宮崎県告示第 871号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年12月9日から平成22年12月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
112	県道	今別府 串間線	串間市大字 西方字鹿谷 12723番地 先から同市 同大字字藁	旧	5.2 ～ 12.6	409.2
				新	13.1 ～ 28.2	415.6

		崎 12565番 1 地先まで			
--	--	--------------------	--	--	--

宮崎県告示第 872号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年12月 9 日から平成22年12月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字 本城字迫畑 9943番34地 先から同市 同大字同字 9943番44地 先まで	平成22年12月 9 日

宮崎県告示第 873号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年12月 9 日から平成22年12月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
112	県道	今別府 串間線	串間市大字 西方字鹿谷 12723番地 先から同市 同大字字蓑 崎 12565番 1 地先まで	平成22年12月 9 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、都城市が行う土地改良事業（山名・中村地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成22年12月 9 日から平成23年 1 月13日まで
- 縦覧場所
都城市役所農村整備課内及び山田総合支所産業振興課内

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成22年12月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(特-17)第10号	(株)高春組	高橋 輝美	宮崎県延岡市三須町1479-1	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成22年10月 8 日付で廃業した旨の届	平成22年10月 8 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第10号	(株)高春組	高橋 輝美	宮崎県延岡市三須町1479-1	一般	管工事業	平成22年10月 8 日 "	平成22年10月8日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第850号	(有)谷村組	谷村 道子	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代8676	一般	建築工事業、大工工事業、管工事業	平成22年10月12日 "	平成22年10月12日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-19)第965号	(株)四本建設	四本 隆志	宮崎県都城市高城町大井手 513	特定	土木工事業、建築工事業、水道施設工事業	平成22年10月28日 "	平成22年10月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第965号	(株)四本建設	四本 隆志	宮崎県都城市高城町大井手 513	一般	大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成22年10月28日 "	平成22年10月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-18)第1309号	(株)丸野建設	丸野 政裕	宮崎県都城市安久町5725	特定	土木工事業、建築工事業	平成22年10月15日 "	平成22年10月15日 (全廃業)

宮崎県知事許可 (般-18)第1309号	(株)丸野建設	丸野 政裕	宮崎県都城市安久町57-25	一般	大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成22年10月15日付けで廃業した旨の届	平成22年10月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第4297号	(有)才田工務店	才田 正弘	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山44-54-6	一般	管工事業	平成22年10月8日 〃	平成22年10月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第7830号	(株)原建	原田 志奈子	宮崎県宮崎市北権現町223-6	一般	とび・土工工事業、ほ装工事業	平成22年10月29日 〃	平成22年10月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第8883号	馬場工務店	馬場 波男	宮崎県都城市高城町穂満坊3047	一般	大工工事業	平成22年10月27日 〃	平成22年10月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第9475号	(株)宮崎ケミカル	長友 誠	宮崎県宮崎市源藤町池ノ内 748-8	一般	土木工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成22年10月28日 〃	平成22年10月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第9851号	(有)濱手保温工業	濱手 勝昭	宮崎県都城市都北町63-07-2	一般	熱絶縁工事業	平成22年10月18日 〃	平成22年10月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-20)第 10880号	吉村建具店	吉村 豊	宮崎県都城市上長飯町5793	一般	建具工事業	平成22年10月29日 〃	平成22年10月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第 12400号	ヤマキ	山口 輝	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町2-2-27	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成22年10月18日 〃	平成22年10月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-20)第 12581号	迅工業	長友 俊宏	宮崎県宮崎市大字島之内9316-9	一般	とび・土工工事業	平成22年10月6日 〃	平成22年10月6日 (全廃業)

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 124号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 設立届

○政党

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
たちあがれ日本 宮崎県第一選挙区支部	中山 成 彬	松 本 道 義	宮崎市清水3-5-6-2 F	衆議院議員 (候補者等)	平成22年9月1日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
長友幸子後援会	森 良 彦	濱 田 兆 章	延岡市伊形町5932-16	平成22年9月6日
「青木よしあき」を支える会	黒 木 義 治	美 濃 力	児湯郡高鍋町大字高鍋町 571 番地 1	平成22年9月16日
正勝後援会	和 田 茂 夫	藤 田 信 夫	延岡市北川町川内名8299-1	平成22年9月17日
ひご正弘政策研究会	肥 後 正 弘	肥 後 きん子	小林市大字細野1956-8	平成22年9月24日
日高あきひこ後援会	暉 本 秀 雄	暉 本 美智子	宮崎市青島3丁目17-21	平成22年9月27日

2 異動届

○政党

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党宮崎県建設業協会支部	代 表 者	山 崎 司	清 水 安 次	平成22年 9 月28日

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
すどう正治後援会（正新会）	政 治 団 体 の 名 称	すどう正治後援会（正新会）	すどう正治と新しい延岡を創る会（正新会）	平成22年 9 月13日
	主たる事務所の所在地	延岡市卸本町 3 - 4	延岡市北小路 4 - 1	
今井伸二後援会	代 表 者	山 名 捨 身	川 越 弘 美	平成22年 9 月21日
	会 計 責 任 者	今 井 千 鶴 子	河 野 真 洲 夫	
幸福実現党宮崎県本部	主たる事務所の所在地	宮崎市吉村町曾師前甲3168	宮崎市中村東 1 丁目 2 番 24号シティコーポ大淀	平成22年 9 月24日
	会 計 責 任 者	山 本 充 志	鶴 丸 千 夏	
十屋幸平後援会	主たる事務所の所在地	日向市大字財光寺1053	日向市大字財光寺1462	平成22年 9 月28日
	代 表 者	三 股 俊 夫	二 木 秀 人	

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鈴木重格後援会	渡 会 哲 夫	川 野 砂 男	串間市大字南方4279	平成22年 9 月 1 日
かたうら重次後援会	瀧 浦 重 次	瀧 浦 絢 子	日南市南郷町瀧上 216 - 8	平成22年 9 月 2 日

宮崎県選挙管理委員会告示第 125号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成22年12月 9 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(その他の政治団体)

政治団体の名称 鈴木重格後援会

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 かたうら重次後援会

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第 126号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 2 項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月 9 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
肥 後 正 弘	小 林 市 長	ひご正弘政策研究会	肥 後 正 弘	小林市細野1956- 8	平成22年 9 月29日

宮崎県選挙管理委員会告示第 127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成22年12月2日現在次のとおりである。

平成22年12月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,702人

選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数 222,516人

宮崎県選挙管理委員会告示第 128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成22年12月2日現在次のとおりである。

平成22年12月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

宮崎市選挙区（宮崎市清武町の区域を除く。） 100,049人

都城市選挙区 46,308人

延岡市選挙区 36,154人

日南市選挙区 16,360人

小林市選挙区（小林市野尻町の区域を除く。） 11,168人

日向市選挙区 17,284人

串間市選挙区 5,983人

西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区 9,598人

えびの市選挙区 6,289人

宮崎郡選挙区（宮崎市清武町の区域。） 7,439人

北諸県郡選挙区 6,566人

西諸県郡選挙区（小林市野尻町の区域を含む。） 5,297人

東諸県郡選挙区 7,984人

児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区 20,129人

東臼杵郡選挙区 8,591人

西臼杵郡選挙区 6,503人